

事業承継税務と新事業承継税制

～事業承継税務の全体像・事業承継税制の留意点～

株式会社YUIアドバイザーズ 代表取締役社長
税理士法人ゆいアドバイザーズ 代表社員

税理士 玉越 賢治 氏

<サマリー>

経営者の高齢化に歯止めがかからず、事業承継問題は緊喫の課題となっている。事業承継の重要課題である株式承継については、税制の動向が大きく影響する。

2009年に創設された事業承継税制は、2018年に新事業承継税制（特例措置）が付加されたことにより活用に弾みがついているが、まだまだ浸透しているとはいえない。本講座では事業承継に関わる税務を俯瞰し、事業承継税制の概要と留意点、今後の動向について解説する。

目次

1. 事業承継に関する税制度
2. 事業承継税制（特例措置）の概要と留意点
3. 令和5年度税制改正（相続・事業承継に係る主要項目）

1. 事業承継に関する税制度

事業承継税制については、もともと2009年に創設された。その後何度かの改正を重ねたが、2018年に新事業承継税制（特例措置）という時限立法ができた。現在、事業承継税制は1階建ての一般措置と、2階建ての特例措置の2本の事業承継税制が走っている。1階建ての一般措置は特に期限はない一方、2階建ての特例措置は期間10年という中で2027年12月31日までに株式を贈与または相続で承継することを前提に認められている制度である。2階建ての特例措置は1階建ての制度に比べて諸条件で有利になっているので、この10年間のなかで特例措置を使って株式を承継することをお勧めする。ただ、事業承継税制はややこしく、事後管理が面倒だということで中小企業庁が思っているほどには使われていない。私は積極的に勧めているが、使われていないのには食わず嫌いがあるような気がする。今日話を聞いて少しでも食わず嫌いが和らげばと思っている。また、講演の終わりには今年度の贈与税の改正についても触れていく。

まず、贈与税と相続税の関係だが（資料4ページ）、親から子供をはじめとした相続人等に財産を承継するにあたって、親の生前に財産を承継するのが贈与であり、親の死亡を機に財産を承継するのが相続である。これとは別に当事者で売買する譲渡もあるが、こちらは所得税の世界であり、親子間ではこうしたケースはあまり見られない。贈与と相続に関する税関係でいえば、贈与は贈与税で相続は相続税という税目が設けられている。しかし、相続税法はあるが贈与税法はない。租税法定主義で所得税を課するために所得税法があり、法人税のために法人税法があるのだが、贈与税は相続税法の中に書かれている。したがって相続税法は相続税と贈与税の2つの税目が織り込まれている税法である。相続税だけが贈与税がない場合は、亡くなる前に財産を贈与して、誰も相続で財産を渡そうとしなくなる。一方、相続税がなく贈与税だけがあれば、誰も贈与しない。相続税と贈与税は車の両輪のような関係にあり、このため贈与税は相続税の補完税と言われている。先代の財産を生前に渡すのか、相続を機に渡すのかの違いだけである。

先代の財産を生前に渡すことについての税制が贈与税制度で、暦年課税制度と相続時精算課税制度の2つの制度を選択できる。暦年課税制度は年間110万円までが無税であり、それを超えると税率が高くなり最高税率は55%となる。一方、相続時精算課税制度は累計2,500万円までは非課税でそれを超えた部分に20%の税率を課すが、相続の際に贈与財産を持ち戻して相続税の計算をする。贈与税は相続税の補完税だが、そうすると相続時精算課税制度こそが贈与税のあるべき姿であると言える。もともと贈与税は、相続税と切り離して計算する暦年課税制度だけだった。ただ、この制度は相続開始前3年以内贈与については相続財産に持ち戻して相続税を計算することになっており、今年の税制改正でこの3年が7年に延びることになる。相続時精算課税制度こそが贈与税の性格を表しているが、実際に制度化されたのは2003年である。暦年課税制度は年間36万件程度使われているが、相続時精算課税制度は十分の一程度の年間4万件程度しか使われていない。暦年課税制度の基礎控除額や税率の低いゾーンの金額を何年にもわたって繰返せば、無税又は相続税を払うより少ない税負担で財産を移転できるので、富裕層の相続税節税策として利用されてきたきらいがあり、贈与税本来のあるべき姿である相続時精算課税制度が使われていないことから、今回の改正につながった。一方、相続を契機として相続人または受遺者に財産が移転し、その際にかかるのが相続税である。

贈与税と相続税については、原則として、贈与税は贈与の翌年3月15日までに当年分を申告して納税し、相続税は相続開始後10か月以内に申告して納税する。非上場株式については、特例である納税猶予・免除制度、いわゆる事業承継税制が適用できる。贈与税の事業承継税制については暦年課税制度と相続時精算課税制度についてそれぞれ用意されている（資料5ページ）。事業承継税制は俗称で法律上は納税猶予及び免除と書かれており、本日は非上場会社の株式に係る納税猶予・免除制度、いわゆる事業承継税制に限定して話をする。この事業承継税制ができた当初は、暦年課税制度の特例としてしか規定されていなかったが、相続時精算課税制度の特例としては2017年に創設された。どちらでも使えるが、事業承継税制を使うのであれば、暦年課税制度ではなく相続時精算課税制度を使う方がよい。

生前に暦年贈与を使って贈与された財産のうち、例えば不動産、現預金や上場株式については、事業承継税制は使えない。相続時精算課税制度を使った贈与や暦年課税制度でも事業承継税制を使った非上場株式の贈与については、生前贈与された財産について相続開始3年前に限らず贈与財産を相続財産に加算して相続税の計算をする（資料5ページ）。暦年課税制度と相続時精算課税制度の違いをしてみる（資料6ページ）。暦年課税制度は最高税率55%の累進税率である。基本的には、生前贈与した財産に掛かる贈与税はその年の贈与について計算して完結する。しかし相続開始前3年間分については、相続時に持

ち戻して再計算する。相続時精算課税制度は、年齢制限があり 60 歳以上の父母、祖父母から 18 歳以上の子供、孫に使える。甥、姪には使えない。ただし、事業承継税制に相続時精算課税制度を使うときに限っては甥、姪、第三者への贈与にも使うことができる。その際の年齢制限は同じである。税率は一律 20%で、累計 2,500 万円までは贈与税はかからない。相続時精算課税制度は暦年課税制度と違って、適用後は相続から遡って 5 年前、10 年前であっても贈与したときの評価額で相続財産に加算して相続税を計算する。生前に支払った贈与税があれば差し引く。6 ページの下の図に詳細を載せている。例えば、年間 1,000 万円ずつ贈与して、累計 3,000 万円になった場合には、2,500 万円を超える 500 万について税率 20%で課税され、贈与税は 100 万円となる。そして、相続が発生した際には、この 3,000 万円を相続財産に加算して相続税を計算する。もし計算された相続税が 150 万円だとすると、既に 100 万円を贈与税として支払っているため、相続税は 50 万円を追加で払う。もし相続税が 70 万円と計算されれば、100 万円は払い過ぎなので 30 万円は還付される。

暦年課税制度は、特例税率である直系卑属に贈与したときの財産に係る贈与税率とそれ以外の関係で贈与した場合の税率が異なる（資料 7 ページ）。一般的に贈与する場合、金額が多くなるほど直系の子供や孫にすることが多い。基礎控除は 110 万円なので 310 万円の贈与であれば、課税価額は 200 万円となり税率 10%で贈与税は 20 万円という計算になる。贈与額 310 万円に対する税率は 6.5%となる。仮に 1 億円贈与したら、贈与税は 4,800 万円と 50%近く払うことになる。毎年 110 万であれば非課税になるので、子どもや孫に仮に毎年 10 人へ贈与すると 1 年間で 1,100 万円、3 年間では 3,300 万円が無税で移せる。10 年であれば 1 億円や 3 億円が無税又は低税率で移せる。これがけしからんということで今回の税制改正となった。一方で自社株を移転するとなると 110 万円でも贈与してもよいが、株価が高いと何年も掛かり 100 年でも足りないかもしれない。一般的には億単位の株価がつくと一括贈与では半分税金がとられる。現金であればよいが、非上場株式をもらっても、贈与を受けた後継者は別途現金を用意しなければいけない。これは大変である、そこで、一定要件をクリアすることを前提に納税を猶予し最終的には免除しようというのが事業承継税制である。

事業承継税制は、相続時精算課税制度を理解しておくとならぬので、まずそれを見ていく（資料 8 ページ）。例えば、父が 6 億円の財産を持っていて、そのうち土地は 3 億円であった。土地の 3 億円を子どもに相続時精算課税制度を使って贈与したと考える。後継者である子供は贈与税 5,500 万円を納める。なお、暦年課税制度では、贈与税は 1 億 5,800 万円となり現実的には無理な話である。相続時精算課税制度を使って土地の贈与を受けていた場合、将来父が亡くなると土地以外の 3 億円が相続財産となる。ただし生前に贈与した土地を持ち戻して、つまり相続財産とみなして 3 億円を足しこむと 6 億円となる。そして 6 億円を基にして相続税を計算して仮に 1 億 5,000 万円となると、そのうち 5,500 万円は生前贈与の時に払っているため、残り 9,500 万円払えばよいことになる。後半では事業承継税制と同じモデルケースを使って話をします。

ここで贈与税の税率カーブと相続税の税率カーブを見ておきたい（資料 9 ページ）。贈与税の暦年課税制度と相続税の制度はどちらも最高税率は 55%で一緒だが、そこに至るまでの税率カーブは違う。暦年課税は急勾配である一方、相続税のカーブは緩い。また、相続時精算課税制度は累計 2,500 万円までは課税されずに、それを超えると超えた金額に対して一律 20%課税となっている。

贈与税には様々な特例ある（資料 10 ページ）。暦年課税制度には、配偶者控除などの控除がある。相続時精算課税制度にも特例制度があり、住宅取得等資金贈与が用意されている。事業承継税制には、暦年課税制度の事業承継税制、相続時精算課税制度の事業承継税制どちらもあるが、相続時精算課税制度

の事業承継税制の方が使い勝手が良い。

2. 事業承継税制（特例措置）の概要と留意点

冒頭、事業承継税制には、一般措置と特例措置があると言ったが、特例措置の方があらゆる面で有利になっている。今後5年間の2027年末までの贈与については特例措置を使うべきである。資料12ページは、先代経営者から2代目後継者、3代目後継者に株式が渡った例である。まず、最上段のパターンは先代経営者が亡くなるまで株を持ち続けるケースで、実際に創業社長は死ぬまで株を手放さない傾向がみられる。後継者は自社株を相続すると株式に係る相続税のみが猶予できる。いきなり免除されるわけではない。2代目後継者が亡くなるか、もしくは3代目に贈与してその際に3代目も事業承継税制を使うときに免除される。先代経営者はいつ亡くなるかはわからないので、2027年12月31日より長生きすると特例措置が使えなくなる。このため時限措置である特例措置を使うには、生前贈与を考えないといけないので、2段目の生前贈与のパターンとなる。それでは生前贈与された2代目後継者はいずれ猶予された贈与税を猶予されるが、いつ免除されるのか。一つは先代経営者あるいは2代目後継者が亡くなった時点で免除される。もしくは2代目後継者がさらに3代目に株式を贈与して3代目が事業承継税制を使ったとき、2代目後継者が猶予されていた贈与税は免除される。一番多いのは先代経営者が亡くなった時に2代目後継者が贈与を受けた株式については猶予されていた贈与税が免除され、生前贈与株式は相続財産に加算されるパターン。相続時精算課税制度とよく似ている。2代目が相続税の納税猶予制度を選択すると、相続財産とみなされた生前贈与株式に係る相続税が猶予されていく。ここからは先程の先代経営者が生前に譲らないパターンと同じになる。

一方で、先代が亡くなった時に生前贈与された株式について、相続時には相続税の納税猶予を選択しなければならないと考える人が多いが、それは任意である。事業承継税制を使って贈与を受けた株式について、相続時には事業承継税制を使わないという選択肢もある。この場合相続税はかかる。生前贈与を受ける時は代経営者が比較的高齢で、相続までの期間をある程度想定できるが、2代目から3代目へはまだまだ先でいつになるか分からない。自分の息子はまだ学生で継いでくれるか分からない。相続の時に自分が事業承継税制を使って自分の相続税は猶予されるが、その免除を受けるには自身が亡くなるか3代目に贈与かということになり、そこまで持ち続けられないといけない。ポイントに書いてあるように、相続税の納税猶予を選択せずに相続税を支払うことも可能である。ではなぜこれを選択するかというと、一般に株式を贈与する前に退職金を払い株価を下げるケースが多く、下げた株価で贈与しておけば、その価額で相続時に相続財産に加算することができるメリットがあるからである。非上場株式を生前に贈与し、贈与税の納税を猶予しておき、最終的には相続の時に相続税で支払うということで贈与税の支払いを先延ばしすることができるというメリットもある。生前贈与を受けた株式を会社に譲渡して金庫株にして、納税資金や他の相続財産の代償財産として支払うこともできる。

事業承継税制の計算のイメージ（資料13ページ）だが、ここでは前述の土地に代えて非上場株式にしている。非上場株式3億円を子供に贈与する。普通の相続時精算課税制度だと、先ほど見た通り5,500万円の納税が必要となるのだが、非上場株式に限る贈与ではその納税を猶予できて、簡単に言うと支払わなくてもいい。将来、父の相続が開始したら生前贈与した3億円を持ち戻して6億円を基に相続税を計算する。仮に1億5,000万円だとしたときに、土地の贈与の時は贈与時点で5,500万円を払っていた。しかし、非上場株式のケースでは支払っていない。猶予されており生前の納税分はゼロなので相続時に1億5,000万円を支払うことになる。

京都老舗の漬物屋のように代々会社が承継されていくケースだと、相続に際して株式に対する事業承継税制を使うと、その分の相続税が猶予される。この場合非上場株式以外の財産に掛かる相続税は8,750万円となる。私は一般の方にはこういう話をする。非上場株式というラグビーボールを次の世代にバトンタッチしていくようなもので、株をバトンタッチすれば免除されるということで、ラグビーボールを持っている時点では、納税が猶予されている状態である。次の方にうまく承継されずボールを落とすと、猶予されていた贈与税や相続税を支払うことになる。

事業承継税制の適用時要件はたくさんある（資料14ページ）が、重要なのは後で述べる事後要件である。まず、贈与または相続で株を渡すときの事前要件もかなりあるので、この要件に当てはまらずにご相談に来るケースは多々ある。ただ、贈与で株を動かすには時間があるので、事前に直せるのであれば直していく。例えば、会社の要件で中小企業であるためには資本金を減らして資本剰余金を増やす方法もある。あるいは資産管理会社に該当する場合は、従業員が5名以上いると該当していても使える。先代経営者の主な要件で、会社の代表者であったこととある。相続ではないが、贈与では株式は渡したけど代表権を渡さないケースもあり得るがそれでは事業承継税制は使えない。株式を渡す前に代表を降りて退職金を払い株価が下げて、その翌期に贈与するのが理想のパターン。特例承継計画に記載された先代経営者であること、来年3月31日までに特例承継計画を提出することなどが要件である。後継者の要件だが、相続で重要なのは相続開始の直前において役員であり、相続開始の5か月後までに代表者であり、かつ、8か月以内に株式を承継することとある。後継者が社会人で同業他社に修行中で当社に入っておらず、経営者である父が交通事故で亡くなった場合は、その会社の役員になっていないと原則として相続税の事業承継税制は使えない。どうすればよいかといえば、非常勤でよいのでその会社の取締役にして、登記簿謄本に取締役として記載されていることが重要である。それもしていなかった場合、先代経営者が70歳未満で亡くなったときは、役員登記されていなくてもよい。また、特例承継計画を提出していて、そこに後継者候補として名前があれば、登記簿に記載がなくても、先代経営者が70歳以上で亡くなっても、相続税の事業承継税制は使える。なお、先代経営者以外の株主、例えば叔父、叔母のような直系でないケースだが、そういうケースも事業承継税制が使えるが、お勧めはしていない。

贈与の時に条件が整っていないときに、整うようにしてから贈与すればよい。事業承継税制を使って非上場株式を承継した場合に納税猶予制度が取消しとなることがある（資料15ページ）。そうすると猶予全額と利子税を納付しなければならない。その取消し事由は、例えば先代経営者が代表権を復活した場合は、経営承継をしていないことになるので、5年以内の復活では取消しとなる。ただし、5年経過すればよい。5年以内に後継者が会社の代表者でなくなった場合や後継者の同族での議決権割合が過半数を下回ったり、同族内で筆頭株主でなくなった場合も取消し事由に該当する。これは自分では解決できない問題で、例えば叔父さんが持株を他人に売ってしまって同族で49%になると取消し事由になる。一般に株式の譲渡については譲渡制限があり事前チェックはかかる。自分は同族内の筆頭株主だったのに、叔父さんの相続で甥っ子が筆頭株主になるケースでは取消しとなる。ここでは主なものを挙げたが、倍以上あるので事後要件はチェックが必要である。5年間は、要件を満たしているかを毎年都道府県に報告、税務書に届ける必要がある。5年経過後も3年毎に税務署に届出必要がある。報告、届出の時に条件を満たしていないと取消しになる。従業員数が相続の時の8割を下回った場合も取消し事由に該当するが、報告書に理由書をつければ取り消しにならない救済規定もある。事実上、書面を出せばよいので、忘れずに出すことである。

事業承継税制を受けるには、特例承継計画を出しておかなければならない（資料16ページ）。株式贈

与等による移転は2027年12月31日でまだ5年あるが、特例承継計画は、事業承継税制を将来やるという予約書類であり、都道府県宛に提出する必要がある、その期限が来年3月31日に迫っている。出さずに例えば来年の5月1日に先代が亡くなったら、事業承継税制の特例措置は使えない。その場合、猶予税額が不利な一般措置の事業承継税制しか使えない。特例承継計画を出せば、株式の移転は2027年12月31日までによればよい。特例承継計画を来年3月31日までに提出していなければ、4月1日以降の株式承継の場面で特例措置は使えない。提出していない経営者は待たないので早く出すべきである。特例承継計画は4枚程度のものであるが大した量ではない。先代経営者と後継予定者の名前を書く、5か年の事業計画を書く。税理士や金融機関の認定支援機関が5年間の計画は妥当であると書いて出す。5年間の事業計画はその通りにならなくても取り消しにはならない。自分はこういうことをやりたいという思いを書く。出し直しも可能なので、とにかく提出することが重要である。都道府県によっては担当者がきつく再提出を求められる場合も例外的にあるが、それでも出せばよい。見本は中小企業庁のホームページに出ている。事業承継税制を使った場合の相続税の猶予税額は数字を入れて実感していただければと思う(資料17,18ページ)。

4億円くらいの財産で相続税額が9,290万円のケースを想定して、同族会社の1億3,000万円の株式について事業承継税制を使うと相続税がどれくらい猶予され免除されていくのかをみていきたい。後継者が株だけを相続するのか、株以外も相続するのかで若干違うが、2,700万円から3,000万円程度が軽減される。この金額が大きいのかどうかで判断する。3,000万円程度を支払わなくてよいのであれば、事業承継税制を使うとよいが、事後の要件を守ることを考えると使わないとの判断もあり得る。一つの判断基準としては、経営者の持つ株式総額が1億円を超えると検討してもよい。2億円以上であれば個人的には使った方がよいと思う。経営者の所有株の持ち株割合にもよるが、会社の純資産価額で5億円くらいが判断の分かれ道と考えている。贈与の場合、経営者は60歳以上の条件があるが、事業承継税制を使うときには相続時精算課税制度を使ってほしい。暦年課税制度の事業承継税制であればこの年齢制限がないが、取消し事由に該当した場合、億単位の財産を贈与しているので、それに対して一気に暦年課税の税率がかかると半分近い税金を納めなければならない。贈与されたのは株式であるが、1億円の株価なら5,000万円近い現金を払わなければならない。相続時精算課税制度であれば2割で済む。10年前に暦年課税を使った事業承継税制での贈与が取消されることもあり得る。相続精算課税制度を使ってほしい。その場合の経営者は60歳以上で代表権を返上し、そのために後継者は早めに登記をしておくことである。相続の場合は、相続開始直前に役員であることが要件だが、特例承継計画に後継者名を記載しておけば大丈夫である。また、兄弟間で遺産分割や経営権を巡って揉めると事業承継税制は使えないことになるので、生前に贈与しておく方がよい。使うのであれば、生前贈与して相続時精算課税制度を選択する。

事業承継税制に適する会社と適さない会社がある(資料20ページ)。適する会社は、株価の高い会社、今後株価上昇が見込まれる会社などである。使えない会社は不動産賃貸業や不動産販売業やキャッシュリッチの会社で、不動産や現預金といった特定資産の総資産に占める割合が70%を占めると使えない。しかしながら常時使用従業員が5名以上であれば使える。適用を受けない方がよい会社だが(資料21ページ)、株価が低く、節税効果が少ない場合で、先ほどお話ししたように株式評価額が1億円以下の会社である。また、3代目後継者がいないと、いつ免除を受けられるかわからない。さらに遺留分の問題もある。自社株が特定の人に渡るので、他の相続人の遺留分を侵害している可能性がある。以前の民法では、贈与された株式を渡すという考えもあったが、現在は原則として現金で渡さないといけない。現金を渡すにも株式しかもらっていないので現金を渡せない。この株を会社に売って現金化しようとする、贈与を受けた株式、納税猶予を受けている株式を手放すというになり取消し事由になる。遺留分の問題は

気を付ける必要がある。ただ 10 年以上前の贈与については、原則として遺留分侵害請求が不可となるので、早めに贈与しておいた方がよい。

傍系親族、従業員等からの承継も可能である（資料 22 ページ）。創業時に一緒に立ち上げた方が株を持っているケースも多い。例えば番頭さんが 1 割持っていた場合は、番頭の息子、娘が株式を相続したときには、その株式は配当還元価格という非常に低い価格で評価できるが、いったん同族である後継者が引き受けるとこの時の株価は原則的評価で計算することになる。そうすると番頭さんの遺産を普通に相続したならば配当還元価格で財産評価できたのに、会社の後継者が贈与又は遺贈を受けた場合は原則的評価で評価され、それを含めた財産が相続税の対象となる。後継者は納税猶予を受けられるので税負担はないが、残された番頭さんの家族は高い評価された株式をもとに計算された相続税を払わなければいけない。後継者が従業員（贈与者）の相続開始を把握できず、期限内に納税猶予の手続きができないケースもある。資料 22 ページをよく見ていただくと、制度上は認められているが、傍系親族、従業員等、親族外への承継はお勧めしない理由が分かると思う。親族外後継者に株式を渡し、後継者が承継株式を M&A で第三者に売却すると、贈与された際の贈与税が追いかけてくるので、親族外後継者が承継した株式を売却することを抑制する効果はある。

3. 令和 5 年度税制改正（相続・事業承継に係る主要項目）

相続時精算課税制度も暦年課税制度も残っており、基本的な制度は変わっていない（資料 24 ページ）。従来の暦年課税制度の基礎控除額 110 万円が相続時精算課税制度にも設けられた。相続時精算課税を使って、暦年課税を使ったことと同じような効果が得られる。相続時精算課税制度による贈与については各年の贈与の 110 万円部分については相続税に持ち戻しはされないの点では有利になっている。一方、暦年課税制度だが、相続開始前 3 年内の贈与だけが相続財産に持ち戻しされていたものが、7 年に延長される。ただ、伸びた 4 年分については相続の時に総額 100 万円までは加算しないでよいとしている。暦年課税を使うのであれば、10、15 年前から継続的にやらないといけない。いままで相続時精算課税制度はあまり使われず、暦年課税が使われてきた。何とか相続時精算課税制度にシフトさせようとしているのだと思う。今後は、相続時精算課税制度を使って株式、現預金、不動産を贈与する人が増えるであろう。教育資金、結婚子育て資金の一括贈与については（資料 25 ページ）、今年の 3 月で期限を迎えるが、教育資金贈与の非課税規定は 3 年延長、結婚子育て資金贈与は 2 年延長するとしている。結婚子育て資金の一括贈与の非課税措置は利用する人が少ないので、2 年後には廃止されるかもしれない。

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化ということで（資料 26 ページ）、基準所得金額が 3 億 3,000 万円を超えた人には、22.5%の税率をかける。高所得者であればあるほど、土地や株式の譲渡のケースが多く、分離課税 20.315%では低いのではないかと批判があったのでこういう規定が入ったのだと思う。マンションの相続税評価については、昨年 4 月にいわゆるタワマン節税が否認された。相続開始直前にマンションを買って相続税の申告期限までに売却したというタワマン節税事例が最高裁まで争って納税者が負けた。それを受けてマンションの相続税評価を変えることが税制改正大綱に記載された。今年の税制改正の数は少ないが、相続税、贈与税については今後に影響する部分が多い。事業承継税制についての改正はなかった。

最後に強調しておきたいことは、特例承継計画は出しておくこと、出したことによるデメリットは全くない。出さないと来年の 4 月以降は特例措置を使つての株式承継はできないことになる。

講師略歴

関西大学経済学部卒業。商工中金、リクルートを経て、1994年(株)タクトコンサルティング入社。2003年税理士法人タクトコンサルティング代表社員、2012年(株)タクトコンサルティング代表取締役社長、2020年同社取締役会長、2021年(株)YUIアドバイザーズ代表取締役社長、同年税理士法人ゆいアドバイザーズ代表社員。

【役職】日本商工会議所「税制専門委員会」学識委員、
東京商工会議所「事業承継対策委員会」学識委員等。

【著書】「新事業承継税制の要点を理解する」（税務研究会）他多数

講演要旨は、著作権の対象となっており、著作権法上の例外を除き、許可なく複写等を行うことを禁じます。

講演要旨は、付属資料に記載された情報を要約したものであり、その情報の正確性および完全性について保証するものではありません。

講演要旨は、公益社団法人日本証券アナリスト協会が主催する講演会の情報供与のみを目的とし、その利用は当該目的に沿ったものに限定されます。